

尾張旭市監査公表第38号

令和8年4月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月21日付け8総第37号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

総務部総務課

監査の指摘事項	措置状況
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、行政財産目的外使用料（市役所庁舎内喫茶室、食堂厨房光熱水費負担分）について、調定を決議することなく、令和7年10月31日に納入の通知をしていた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、市の歳入を収入するときは、調定決議の上、納入通知することを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条及び第5条）。同課は、情報公開及び個人情報開示請求に係る複写料実費負担分（請求者への写しの交付に係るもののうち公開・開示決定の際に確定するもの及び郵送料）について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえませんが、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。</p> <p>この点、納入を通知した後に調定を決</p>	<p>令和8年度から、事前調定への変更を会計課に依頼した。</p> <p>今後は、事前に調定ができる歳入については、調定の決議をした上で、納入通知することを徹底する。</p>

<p>議している理由を尋ねたところ、同複写料実費負担分には、予算上同じ科目で受け入れる、性質が異なるもの（公開・開示決定後、請求者が対象文書を閲覧し、その場で写しの交付を新たに希望した場合の、同者への写しの交付に係るもの）があるため、併せて事後に調定することとしていたからとのことだった。事前に調定すべきものを事後調定することは適切ではなく、同じ科目であっても性質が異なるのであれば、それぞれ適切な時期に調定すべきである。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	
<p>会計規則第4条第1項の規定により、歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第154条第1項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目（以下「歳入科目」という。）ごとに調定決議書により決議しなければならない。この場合において、歳入科目が同一であって、同時に2人以上の納入義務者に係る調定をしようとするときは、その内訳を明らかにして当該調定の合計額をもって調定することができる。また、会計規則第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。</p> <p>しかしながら、書類・図書等複写料（同時に2人以上の納入義務者に係る調定をするもの）については、その内訳を明らかにしないまま納入義務者全員に係る歳入の合計額のみをもって調定を決議していた。当該収入は、コイン式コピー機による収入で、利用者は不特定多数であり、かつ逐次的な利用者把握が困難なものである。このような収入について、内訳など根拠を明らかにしない調定の方法は、収入の正当性を客観的に証明でき</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。</p> <p>書類・図書等複写料については、当該歳入を収入するときは、現金の計数を担当者と係長の複数名により実施し、収入金額の正当性を担保することとした。また、コピー機のカウンタ値を記載したものを根拠資料として調定決議書に添付することとした。</p> <p>公文書複写料については、調定決議時に、複写料算定の根拠となる起案の写し、納付書の写し等を添付する事務に改めた。</p> <p>今後も、決議時に根拠等を明らかにするようチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>ない、チェック機能が働かず事務処理が適正に行われているかの検証ができないなど、内部統制上の問題がある。調定決議書には根拠資料としてコイン式コピー機の集計データ（カウンタ値）を添付するなど、調定根拠を明確化されたい。</p> <p>また、公文書複写料については、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しないまま調定を決議していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	
<p>政令第154条第3項により、納入通知書を用いて納入を通知する場合は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載してこれをしなければならない。しかしながら、同課は、公文書複写料のうち納入通知書を用いて納入を通知しているものについて、納入通知書に納期限を記載しないまま通知していた。</p> <p>また、会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。しかしながら、同課は、同複写料のうち簡易な方法により納入の通知をしているものについて、納入義務者に対して、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>簡易な方法で納入通知したときは納付書兼領収書（第2号様式）を、それ以外は納入通知書兼領収書（第1号様式）を使用するように改めるとともに、納期限を必ず記載するよう課内に周知した。</p> <p>今後は、公文書複写料について、事前調定に変更したため、調定時に納入通知書兼領収書であることを確認する。また、同複写料のうち簡易な方法で納入通知をした際は、複数人で様式が納付書兼領収書であること及びその記載内容を確認し、再発防止に努める。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、選挙資材配布及び回収業務委託（令</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、見積書受領時に、押印漏れがないかの確認を徹底するよう周知した。</p> <p>今後は、「入札・契約関係書類において押印を存続する主な書類及びその考え方」（尾張旭市総務部総務課）にのっと</p>

<p>和7年7月4日契約締結分及び令和8年1月23日契約締結分)において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>なお、同課における代表者印がない見積書を提出した者との契約は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>り、適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条により、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（契約規則第32条第3号）は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、「参議院議員通常選挙公報配布業務」及び「参議院議員通常選挙におけるあさび一号への啓発広告の作成及び掲載業務」について、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿（同号の資格を有する者を一覧化したもの）に登載されていないにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>なお、同課における契約保証金の免除については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約保証金を免除する場合は、契約規則の適用すべき規定を確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>衆議院議員総選挙等公報配布業務委託について、契約締結伺いでは「尾張旭市業務委託契約約款」を添付していたにもかかわらず、実際の契約では添付していなかった。</p> <p>また、令和7年国勢調査調査区要図等作成業務委託（令和7年5月14日契約締結）の契約書には、令和4年4月1日に一部改正される前の「尾張旭市設計業務等委託契約約款」（令和2年4月1日一部改正時のもの）を、参議院議員通常選挙電算事務委託及び参議院議員通常選挙当日投票受付システム運用業務委託（それぞれ令和7年5月23日契約締結）の契約書には、令和5年4月1日に一部改正される前の「特定個人情報取扱特記事項」（平成28年1月策定のもの）を、衆議院議員総選挙電算事務委託及び衆議院議員総選挙当日投票受付システム運用業務委託（それぞれ令和8年1月16日契約締結）の契約書には、令和7年6月1日に一部改正される前の「特定個人情報取扱特記事項」（平成28年1月策定のもの）をそれぞれ添付していた。</p> <p>さらに、第27回参議院議員通常選挙における投票用紙分類機等調整等業務（令和7年5月27日契約締結）の契約書には、令和7年6月1日に一部改正された後の「尾張旭市業務委託契約約款」（同日以降の契約締結分から適用するとされたもの）を添付していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約時には契約書の添付書類が適切な改正版であるか確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>参議院議員通常選挙公報配布業務の施行伺い（契約金額448,800円）では、契約規則第32条第3号（政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約保証金を免除する場合は、契約規則の適用すべき規定を確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>これを受け、契約の相手方に同課が作成した請書の様式を渡した上で、記名押印させて同書の提出を受けていたが、同書には、契約規則第32条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）により契約保証金を免除する旨記載されていた。</p> <p>この点、施行伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとするのは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>参議院議員通常選挙における瑞鳳西投票区投票所用空調設備借用業務において、見積書提出依頼の際、期限を令和7年7月15日とし、期限までに提出がない場合は辞退したものとみなすとしているにもかかわらず、同月19日に提出した者と契約を締結していた。</p> <p>また、見積書提出依頼の際は、業務期間を令和7年7月18日から令和7年7月21日までとしていたにもかかわらず、契約書に記載の委託期間は令和7年7月16日から令和7年7月21日までとしていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約時には施行伺いと内容の相違がないよう確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>投票所内マット設置等委託業務について、仕様書には「業務完了後速やかに、各設置箇所の現場写真及び完了届を提出すること」と記載している。しかしながら、各設置箇所の現場写真の提出を受けないまま、令和8年2月10日に完了届を受領し、同日付けで完了検査の結果を合格として請負業者に通知していた。なお、業務報告記録写真（各設置箇所の現場写真）を受領したのは、同月13日であった。</p> <p>事務処理を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、仕様書等で定める委託業務内容が適切に履行されているか確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>令和7年度尾張旭市役所庁舎等管理業務（一者随契）においては、見積徴取業者の単価表をもとに予定額を積算していたが、同表によると大工仕事（平日）は1時間当たり1,520円（税込）であるにもかかわらず、設計書の単価書には「土木作業180時間×1,520円」とした上、総括表では消費税相当額を加えて積算していた。このことにより、設計金額を2,992,000円（正しくは、2,961,200円）としてしまい、30,800円の過大設計となっていた。</p> <p>また、市役所北庁舎4階空調機修繕においては、仕様書の取替部品一覧には「圧縮機用防振ゴム1式」及び「圧縮機取付ボルト組立品3個」としているにもかかわらず、設計書には「圧縮機用防振ゴム2,200円×3式=6,600円」及び「圧縮機取付ボルト組立品1,500円×1個=1,500円」で積算していた。このことにより、設計金額を685,300円（正しくは、683,100円）としてしまい、2,200円の過大設計となっていた。</p> <p>設計事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、予定価格の積算時には単価及び数量に誤りがないか複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>市役所庁舎防犯カメラ用録画機HDMIエクステンダー取替修繕について、見積依頼時に添付していた仕様書と内容の異なるものを契約伺い時に添付し、伺っていた。この点、内容が異なる理由を尋ねたところ、違う修繕の仕様書を添付していたとのことだった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約時には必要となる添付書類が正しいものであるか確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>物品管理者（各課等の長）は、物品をその属する区分の目的に従って、適正かつ効率的に管理しなければならない（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第8条）。「郵便切手等金券類の管理について（平成26年9月16日付け26契号外・26会号外 総</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、今後は、尾張旭市物品管理規則にのっとり、毎月末の帳簿数値と現在高の確認と、受払簿への物品管理者及び物品取扱員による確認押印を徹底し、再発防止に努める。</p>

務部長・会計管理者連名通知)」により、物品管理者（各課等の長）は、郵便切手等金券類について、毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、受払簿に確認印を押印するなど、管理を徹底するものとされている。

そこで、同課が、郵便切手等に係る出納簿を備え付けていたので、確認したところ、出納簿には、月末における物品管理者及び物品取扱員（各課等の庶務担当係長）の確認欄があるにもかかわらず、物品管理者、物品取扱員とも確認していなかった。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。